

第2回

松浦地域合併協議会会議録



日 時：平成16年10月14日(木) 10時

場 所：福島町社会福祉センター

第2回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成16年10月14日(木)				開会時刻	午後10時00分
					閉会時刻	午後1時35分
会議の場所	福島町社会福祉センター					
出席した 委員 30名中 30名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	宮本 正則	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治
	委員	寺澤 優國	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰
	委員	志水 正司	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂
	委員	田島 忠志	委員	村田 末廣	委員	金内 武久
	委員	武尾 嘉明	委員	池水 英比古	委員	田中 まゆみ
	委員	日高 雅之	委員	太田 末男	委員	山口 芳正
	委員	永田 俊子	委員	前田 次男	委員	井筒 清治
	委員	廣瀬 茂好	委員	村田 茂實	委員	森 眞一
	委員	吉井 重忠	委員	大畑 安盛	委員	村上 公幸
欠席した委員 0名欠席						
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名 7名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田鉄三郎
	幹事	斉藤 誠				
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第2回松浦地域合併協議会会議次第

日 時：平成16年10月14日(木) 10:00～

場 所：福島町社会福祉センター

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 事

報告事項

- * 報告第1号 松浦地域新市建設計画策定に係るアンケート調査分析結果の報告について

議決事項

- * 議案第1号 合併協議会小委員会規程の一部改正について

協議事項

- * 協議第 6号(協定項目14号) 条例、規則等の取扱いに関する事
- * 協議第 7号(協定項目17号) 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事
- * 協議第 8号(協定項目18号) 各市町の慣行の取扱いに関する事
- * 協議第 9号(協定項目19号) 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事
- * 協議第10号(協定項目21号) 行政区の名称及び所管区域の取扱いに関する事

4. その他

5. 閉 会

午前10時 開会

大久保事務局長

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から第2回松浦地域合併協議会を開催いたします。

開会に当たりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様おはようございます。第2回の協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、本日、第2回の協議会を開催いたしましたところ、大変御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

この合併協議会につきましては、公開を原則といたしまして、広く域内の住民の皆様にご理解いただくために、第1回の協議会で持ち回りの開催を決定させていただき、今回はこうして福島町にお邪魔をさせていただいているところでございます。

また、福島町の皆さんには会場の設営、あるいは傍聴者への御案内等に御協力を賜り、あわせて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、第1回の協議会におきましては、前回の協議会からしばらく空白の期間があったことから、協議のスタートに当たりお互いの気持ちにそごがあって、いろんな議論がなされましたが、報告事項、議決事項、そして協議事項の合併の方式、それから新市の名称、事務所の位置の協定項目についても、すべて御承認、御同意、御確認をいただきまして、委員皆様の積極的な御協力に対し感謝を申し上げます。

本日は、報告事項1件、議決事項1件、協議事項5件の議案の提案が予定されておりますが、若干時間も融通できるようでありますので、先ほど事務局から報告があったとおり、前回、松永副会長から御提案のあった公共施設等をめぐる、そういう計画を協議会終了後いたしておるところでございます。合併協議に当たり相手をよく認識することは大変重要なことでもありますので、短時間ではございますけれども、効率よく視察できるように御協力をお願い申し上げます。

なお、田平町における松浦市との合併協議会設置の住民発議については、その動向を見守る形であったわけですが、10月10日の住民投票の結果、反対が多数を占めたと。そのことから田平町の加入はなくなりまして、今後1市2町により精力的に協議を進めていくと

ということになります。改めてそのことを申し上げておきたいと思えます。

既に第1回協議会から本格的な協議に入っておりますけれども、委員皆様方におかれましては、本日もいろんな角度から忌憚のない御意見を賜りますとともに、ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

大久保事務局長

それでは、ただ今から第2回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は合併協議会規約に基づきまして会長が務めることとなっておりますので、吉山会長の方よろしくお願いいたします。

吉山会長

それでは、規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして、まず、報告事項の報告第1号 松浦地域新市建設計画策定に係るアンケート調査分析結果の報告について、事務局より説明をいたさせます。

事務局お願いいたします。

大久保事務局長

それでは、報告第1号でございますけれども、松浦地域新市建設計画策定に係るアンケート調査分析結果の報告についてというものでございます。

これについては、別添のとおり報告いたしますということで、別添としてこのアンケート調査分析の結果を添付いたしておりますので、そちらの方をちょっとご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページから御説明を申し上げます。

アンケート調査の分析の目的は、私たちのこの松浦地域の現状や住民意識などを把握し、合併協議会において策定することとなります新市建設計画の参考にすることを目的に実施をいたしました。本来であれば、1市2町についての同様のアンケート調査を行うことが望ましいところではありますが、期間的に短期間での作成が必要であることと、それから本地域の情勢等は、前回、1市5町でアンケート調査を実施いたしました2年前とほとんど変わりはないことから、平成14年11月でございましたけれども、北松浦1市5町の住民を対象にいたしましたアンケート調査から、私たちの松浦市、福島町、鷹島町分を抽出・再集計し、松浦地域1市2町の傾向として把握するために再度分析を行ったものでござい

ます。したがって、アンケート調査の折の「北松浦1市5町」という表現は、報告書では「松浦地域」、あるいは「1市2町」と改めているところがございます。

住民アンケートにつきましては、北松浦1市5町の全世帯、それから域内居住の高校生、中学生を対象に実施されております。

それでは、分析結果について、かいつまんで御報告させていただきます。

2ページをお願いいたします。

まず、アンケートの配布・回収状況につきましては、1市2町全体で一般世帯9,609枚配布し、6,780枚の回収です。そして、全くの無回答を除きます有効回答数は6,416枚となりまして、有効回収率は66.8%となっております。また、高校生の有効回収率も67.2%、中学生につきましては91.5%という結果となっております。

次に、一般世帯分の回答者の属性を示したグラフでございます。性別といたしましては、男性、女性の割合は、若干男性の割合が高くなってはおりますが、大きく偏ってはいないと、そういうふうな回答となっております。また、年代別、それから職業別につきましては、その横のグラフのとおりとなっております。

次は、3ページをお願いいたします。

ここからがアンケート結果の各論の状況となっております。

まず、「生活行動・生活圏の状況（一般世帯の結果）」でございます。

まず、「通勤先」の状況でございますけれども、それぞれ自分の市町内というのが最も多くなっていますが、福島町におきましては伊万里市への通勤というものも多いのが特徴でございます。

次に、「日用品の買い物」の状況でございますけれども、松浦市においては市内が9割近くを占めています。福島町では伊万里市が6割以上を占め、自町内は3割程度となっております。鷹島町は5割以上が自町内で、松浦市、伊万里市もやや多く、左記以外も多くなっています。

次は、4ページをお願いしたいと思います。

「しゃれたものや高価なものの買い物」の状況でございますけれども、松浦市は佐世保市が6割を占め、福島町は日用品同様、伊万里市が過半数と多くなっています。鷹島町の場合は伊万里市、佐世保市以外に左記以外も多く、地理的に近い唐津市などが考えられます。また、福島町、鷹島町は、福岡市も比較的多くなっています。

次に、「レストラン、食堂などでの飲食」の状況でございます。松浦市は市内が過半数を占めるほか、鷹島町も自町内が4割以上となっています。福島町は買い回り品同様、伊万里市との結びつきが強い状況となっています。

次は、5ページをお願いいたします。

「スポーツをする」につきましては、各市町とも自市町内が多く、比較的運動場や施設が身近に充実しているものと思われます。

次に、「音楽会、観劇、美術鑑賞等」につきましては、全体として佐世保市が多くなっています。松浦市では市内が4割以上となっていますが、福島町、鷹島町での自町内はそれほど多くない状況で、福岡市が3割近くと多くなっています。

次は、6ページをお願いします。

「医療施設の利用」につきましては、松浦市は市内が8割近くと多くなっています。福島町、鷹島町の自町内は少なく、福島町は7割以上が伊万里市となっています。鷹島町は松浦市、伊万里市など周辺市町に分散している状況です。

次に、「自然に親しむ近距離の行楽」につきましては、松浦市は市内が半数近くを占めるほか、福島町、鷹島町でも自町内での行動が多くなっています。また、福島町、鷹島町では左記以外というのも多くなっています。

次は、7ページをお願いいたします。

「歴史や文化財に親しむ近距離の行楽」につきましては、それぞれ自市町内が多く、鷹島町では半数近くを占めています。松浦市は平戸市もやや多くなっています。福島町、鷹島町は左記以外も多くなっているという状況です。

次は、8ページをご覧ください。

ここでは、松浦地域で自慢できるものを三つまで選んでいただくということで質問が行われておりまして、その回答が多い項目から順に並べたものでございます。

その結果ですが、「新鮮な水産物」これが5割を超えております。続いて、「山の緑や水の豊富さ」、それとか「新鮮な野菜やくだもの、米などの農産物」というものが続いております。「海のきれいさ」、「静かな住みよいまち」というものも多く、自然と良好な環境が大きな魅力というふうにとらえております。

下段の表ですけれども、それを各市町ごとにあらわしたもので、全体の平均を5ポイント以上上回るものについて網かけというか、印をしております。松浦市では、「山の緑や水

の豊富さ」、福島町では「静かな住みやすいまち」、それから「田園の風景」、それと「人情ある土地柄」、鷹島町では「新鮮な水産物」、それから「文化的・歴史的遺産」、これが全体平均を5ポイント以上上回るような結果となっております。

次は、9ページでございます。

ここからは現状に対する満足度や優先して欲しい施策の優先度の結果でございます。

まず最初は、社会基盤でございますが、「域内との公共交通機関の整備」、「域内の公共交通機関の整備」について満足度が低くなっており、逆に優先度は高くなっております。このように優先度と満足度の高さは反比例する傾向になっております。

それから「幹線道路の整備」、「生活道路の整備」も同様の傾向となっております。

次に、生活環境につきましては、「情報通信基盤整備」の満足度は低く、優先度では「ごみ対策や生活排水」、それから「し尿処理対策」の要望が強くなっております。

次に、福祉・保健・医療分野ですが、「高齢者、障害者施設サービス」、それから「医療施設の整備」、これなどが優先度が高くなっております。

次は、10ページをご覧ください。

教育・文化に関する分野でございますが、全体的に満足度は、ほかの項目と比べまして比較的高くなっております。

次に、産業の振興をお願いいたします。ここでは満足度が最も低い項目となっております。優先度では「雇用機会の創出」、これが突出して多くなっておりまして、施策の中でも最も優先すべき課題と考えられるところでございます。

次に、交流・その他の項目でございます。「商業施設の整備」、それから「行政関連の行政からの情報公開」、そして「行政への住民意向の反映」、それと「行政運営・財政運営の効率化」、これについて満足度が低く、これについてもやっぱり優先すべき課題となっております。

11ページからは、これまで見てきた項目を満足度と優先度をポイント化し、これを図表化したもので、縦軸の上に行くほど優先度が高く、下に行くほど優先度が低くなっております。また、横軸は満足度で、右に行くほど満足度が高く、左に行くほど低いということになります。したがって、グラフの左の上に行くほど不満があって、施策も優先すべきということになります。

グラフの中で特Aグループ、Aグループ、Bグループに分け丸囲みをしておりますが、

特Aグループは、現状の満足度が極めて低く、今後の優先度が極めて高い項目で、まず「雇用機会の創出」、それから「医療施設の整備」が該当いたします。

そして、次のAグループでは、現状の満足度が低く、今後の優先度が高いような項目で、「行財政運営効率化」、それから「行政情報の公開」、それから「行政への住民意向の反映」などが該当いたします。

あとBグループでございますけれども、現状の満足度は比較的高く、今後の優先度が低いような項目で、「漁港・港湾整備」、それから「河川整備」、「図書館・文化ホール整備」などが該当いたします。

次、12ページをお願いします。ここからは同様なことで、各市町別、それから高校生、中学生別にグラフ化をいたしたものでございます。

最初に松浦市を載せておりますが、特Aグループは全体と同様、「雇用機会の創出」、それから「医療施設の整備」というふうなことでございます。

次に、福島町でございますが、特Aグループですけれども、松浦市と同様に「雇用機会の創出」、それから「医療施設の整備」となっております。なお、福島町では平成16年度に町立診療所の整備がなされておまして、満足度の状況は、この2年前のアンケートからしますと当然改善されているものと思われま。

次、13ページでございますが、ここで鷹島町ですけれども、ここでもやはり「雇用機会の創出」、それから「医療施設の整備」、それとはまた別に「高齢者、障害者施設サービスの整備」が特Aグループというふうな状況となっております。

次に、高校生でございますが、特に優先すべき項目といたしましては、一般世帯にもありました「雇用機会の創出」、それから「医療施設の整備」、これに加えて「域内、域外の公共交通機関の整備」、それから「商業施設の整備」、そして「高齢者、障害者施設サービスの整備」、こういうものが特Aグループとなっております。

14ページをお願いいたします。

ここは中学生でございます。特に満足度が極めて低く、優先度が極めて高い項目はございませんけれども、「情報通信基盤の整備」や「公共交通整備」など、この辺の優先度が高くなっているような状況でございます。

次は、15ページをお願いいたします。

これは、一般世帯で合併に対してどういうことを期待するかというものを三つまで選ん

でいただいて、その項目の多い順に並べたものでございます。

約半分の方が「首長や議員、職員を減らすことによって経費の節減が図られる」と回答しておられます。また、「雇用の場の確保」や「農業、水産業等の基幹産業の振興」、それから「少子・高齢化に対応した行政サービスの充実」に期待をしていることがうかがえます。

次は、逆に合併に対して不安なことはどういうことがあるのかということと同じように質問したものでございます。

全体で見ますと、「まちの区域が広くなり、行き届いた行政サービスが受けられなくなるおそれがある」という回答が半数を超えております。また、「中心部だけがよくなり、周辺部は取り残されるおそれがある」、それと「今よりも税金などが高くなるのではないかと不安である」も高くなっております。

次は、16ページをお願いいたします。

合併後の新しい市の将来像についてふさわしいものということで、これも三つ以内で回答をいただいております。

一般世帯においては、「自然環境や景観を大切にする自然と共生するまち」、それから「高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」、それから「商工業、サービス業などが活発で働く場所に恵まれた産業のまち」となっております。また、「医療体制と健康づくり対策が充実した健康のまち」や「農林水産業を振興する活力にあふれたまち」も多くの回答がっております。

高校生では、「自然環境や景観を大切にする自然と共生するまち」、それから「高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」、それから「商工業、サービス業などが活発で働く場所に恵まれた産業のまち」と、一般世帯と同様の傾向にありますが、「インターネットなどが使いやすい環境に整備すること」、いわゆる高度情報化については、一般世帯に比べ高くなっております。

中学生でございますけれども、ここでは「自然を大切にし、自然と共生すること」が特に高くなっており、高校生と同様「インターネットなどが使いやすい環境に整備すること」が一般世帯回答に比べやはり高くなっております。

17ページでございますけれども、ここでは今後の松浦地域への居留意向を尋ねたものでございます。

一般世帯全体で見ますと、「今後も松浦地域に住み続けたい」、あるいは「恐らく住み続ける」としたものは9割近くとなっております。次に、高校生、中学生の居住意向ですが、「住みたい」とするものは、ともに2割未満ということで、一般世帯に比べて大幅に少なくなっております。

将来的に転出を考えているものも、高校生で3割以上、中学生で4割以上となっております。

また、高校生につきましては、下のグラフでございますけれども、半数近くは大学等への進学を希望しておりますほか、3割近くが1市2町以外での就職を希望しており、流出思考が強いということがうかがえます。雇用の場の確保が、若年層の流出防止の有効な施策ではないかと言えます。

次は、18ページをお願いいたします。

1市2町内に住み続ける、恐らく住み続けると回答したいいわゆる定住の意向を示した方の理由でございます。

一般世帯では、「家族・家屋・財産がある」という理由が7割近くとなっており、「仕事がある」というものもやや多くなっております。

高校生、中学生では、定住意向の理由は、「松浦地域が好きだから」というものが最も多く、このほか高校生は「松浦地域で働くつもりだから」、中学生は「家族と一緒に住みたいから」というものも多くなっています。

次は、1市2町から逆に転出する、恐らく転出するという回答した非居住意向を示した方の理由です。

一般世帯では、「仕事上一時住んでいるだけ」というものが最も多く、「生活に不満」というものも次に多くなっております。

高校生、中学生では、「松浦地域は働く場がないから」というものが4割前後で、「都会へのあこがれから」というものも多く、将来的な働く場合への不安というものが強いということがうかがわれます。

19ページ、それから20ページにかけまして、ここでは以上見てきました各論につきまして総論ということでまとめております。

それでは、20ページの囲みの中をちょっとご覧いただきたいと思っております。

以上の住民アンケート結果から見た課題ということでまとめておりますけれども、9項

目ここで課題として掲げております。ちょっと一つずつ読み上げたいと思っておりますけれども。

1市2町の陸路での距離が離れているため、現状で相互の往来は盛んではなく、住民交流が十分でない状況での合併を迎えるため、今後は交通基盤整備などにより、松浦市、福島町、鷹島町間の双方向の交流を拡大していくことが重要となる。

また、隣接する伊万里市や計画が進められている西九州自動車道を生かした福岡都市圏を初めとする近隣地域との連携強化についての取り組みも必要となる。

合併により期待されること、なすべきこととしては、行財政運営の効率化とともに産業振興による雇用拡大策であり、基幹産業である農林水産業や新産業育成・振興に力を注いでいかなければならない。

中高生など若年層は域外流出傾向が強く、地域に住み続けるためには都市化や娯楽の強化よりも、雇用の場の拡大が最大の流出防止策である。

良好な住環境や自然環境は住民の自慢の一つであり、これらを守り、快適性を高めるまちづくりが求められる。

地域には自然や農水産物資源など活用できる素材は多くあるため、これらを生かして新たな価値を創造していくことが重要といえる。

住民が誇る自然環境のうち、1市2町はいずれも海とのかかわりが特に深く、水産業振興だけでなく、国際港としての港湾機能を生かす交易拡大など、最大の資源である海を生かす施策のさらなる充実が求められる。

各市町それぞれ自慢とするものは異なるものもあり、これらをうまく組み合わせることで多様な魅力づくりを展開できるものと思われる。

新市は松浦市と福島町、鷹島町の直接には接していない離島地域を含み、広範囲にまたがるため、地域格差のない行政サービスの維持と隣接する伊万里地域などとの県域を越えた連携も必要と思われる。

というようなことでありました。

今御報告いたしましたアンケート調査の分析結果を十分に踏まえながら、今後の新市建設計画に生かしていきたいと考えております。

なお、この結果の概要につきましては、1市2町全世帯に配布いたします合併協議会日よりなどでお知らせしていきたいと思っております。

以上でアンケートの調査分析結果の報告を終わります。

吉山会長

ただ今報告第1号 松浦地域新市建設計画策定に係るアンケート調査分析結果について、報告がございました。

これより質問を受けたいと思います。

なお、御質問をされる委員さんは、挙手をいただきますと事務局の方からマイクを持参させますので、議事録の都合がございますから、市町名とともにお名前をおっしゃってから御発言お願いしたいと思います。

それでは、何かこの報告について御質問ございませんか。はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島県の松本でございます。このアンケートのまとめの中でも述べられてはおりますが、松浦、鷹島と違いまして、福島の場合、伊万里市との結びつきが非常に強うございます。伊万里市、この地域を考えなくての福島の存在はあり得ない状況でございます。したがって、今後の新市のいろいろな事業等におきましてもこの点を十分頭に置きながら施策をやっていただきたいと思います。一つの事例を挙げますと、現在の福島橋、非常に狭うございます。歩道もございません。まずはこうした福島橋の拡幅、これが伊万里市との交通を盛んにしますし、ひいては松浦市との交通の起点になるわけですから、ぜひそうした点を考えて今後の施策に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

吉山会長

ただいま住民アンケートの調査結果から、福島町の生活実態をとらえながら御意見があったところでございます。御意見を踏まえて今後の新市建設計画にどう生かせるのか、そういう配慮を進めてまいりたいと思います。

そのほか御質問。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本でございます。ただいま同僚の松本議員から発言がございました。私もこのアンケート調査の内容を見て、やはり福島町の場合は生活圈すべてが伊万里市、それと唐津市ということになっております。それで、新しい市の枠組みの将来の枠組みとして、私はやはり将来はこの松浦市は、伊万里市、唐津市、果ては西九州自動車道の完成という

ことで、やはり福岡市まで見詰めた将来のビジョンを考えるべきだと私は思うわけでございます。それで、新しい市はぜひとも合併を成し遂げにやいかん。しかしながら、やはり行政としては住民の日常の生活圏を考えた上での枠組み、これを考えていただきたいと思うわけでございます。そういうことで、この新しい市のビジョンと申しますか、将来のビジョン、これをやはり打ち出していくべきじゃないだろうかと思えます。

以上です。

吉山会長

岡本委員からも同様の、さらにまた福岡との連携、つながりというものも配慮すべきだということ。そういうことで、まとめの中にも2項目めに福岡都市圏を初めとする連携強化、それも一つの課題としてとらえておりますし、一番最後の項に伊万里市地域などとの県境を越えた連携も必要だという認識、アンケート調査の結果から見た分析結果として、やっぱり課題としてきっちり今おっしゃったこと等を踏まえながら生かしていくべき事項だなというのを私も感ずるところでございます。御意見として承っておきたいと思えます。

はい、森委員どうぞ。

森委員

鷹島の森でございます。私は、商工関係として新市に一つの考え方をさせていただきますようお願いをしておきたいと思えます。

アンケートの16ページ、商工業というのが、これから商工会がいかに動くかは大きな問題になってきます。鷹島の場合には当然橋がかかれば移動人口が相当な角度で増えてまいります。ということになりますと、商工会、商工業というのは大きくいろんな形で福岡、唐津、佐賀という形が目に見えて人口が増えて、鷹島に入ってこられるものだと思います。ということになりますと、やはりそこに松浦に通じるような形をどういうふうにしてやっていくか大きな課題になってこようと思えます。それは福岡との、そりゃ西九州道もできますが、やはり鷹島を通じて入ってくることがかなりの方向性は見出せるものと思えます。ここにもありますように、商工業のサービス業などが本当に先に進むようにやはり中学生、高校生がここに出しておりますから、そのところをよく踏まえて施策をしていただくならと考えております。

以上です。

吉山会長

ありがとうございます。

このことについてやっぱり湾を共通の土壌としておりながら、離れている離島、あるいは飛び地という形の中でもう現実問題として離れているわけですから、それをどう交流しやすい状況に持っていくのかというのが非常に重要なこの地域としての課題だということ、これまたまとめの1番目に表記してあるものと、そういう部分をきちっとした御意見として承り、生かせるように今後の新市建設計画をつくり上げていけたらと、そのように思います。御意見としてこれまた承っておきます。

はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦の武尾です。今、福島の方からと鷹島の方からと、るるお話がありましたけれども、私たちも一つ同じような思いがあります。結局、松浦の住民として一番この合併に対しての不安を持っていることは二つあるんですが、一つは、いわゆる今言われたような住民の交流ですね。対人関係といいますか、人対交流というものがほとんどない。あるとすれば今、役所サイドや、あるいは警察の防犯とか、あるいは農協、漁協のそういったものつながりであって、実際の一般の人たちの交流がないんですね。全くいろんなデータ見ましても、特に福島との交流はもう皆無に近いような感じを受けております。そういう中で合併して、じゃ住民同士が松浦市民としての一体感が持てるかどうかと、その辺の一つの不安があります。それからもう一つは財政的なものですが、財政的なものは後のまたあれにゆだねるとして、ですから福島にしても鷹島にしても、やっぱり地理的な条件からどうしても住民サイドの交流というのが疎くなるのは仕方ないと思いますが、しかし、松浦市として市民として一体化するためにはやはりいろんな面での交流機会をつくってほしいと、そんな願いを持っております。もちろん交流は住民サイドですべきものでしょうけれども、行政サイドの施策の中にもそういった交流を進める施策を含めてほしいなあと考えております。統計が単に統計のための統計にならないように、統計に出てきたことをどう生かしていくかということについて真剣に考えて欲しいなと、そんなに思っております。

以上です。

吉山会長

ありがとうございます。今まさしく福島、鷹島、松浦ということで、この合併に係る一番大きな課題を共通認識としてとらえていただいておりますというのが明らかになったわけで

ございます。まさしく調査をし、そして分析をした結果、課題としてこのことが生まれておるわけでございますので、これを新市建設計画の中に具体的にどのように交流の輪を広げていくのか、人的交流も含めていくのかというのが重要だなというのが改めて認識をさせていただいたところでございます。

はい、福村委員どうぞ。

福村委員

松浦の福村でございます。今、住民アンケートの結果のまとめが上から2項が交通、また2項が雇用の問題、あるいはその次が自然、資源を生かした活用をしていこうということ、あるいは地域間のそれぞれの特徴を生かそうというようなことが一応まとめてあるわけでございますが、私は、16ページの合併後の新しい市の将来像ということがありますが、ここには特に自然環境や景観を大切にす。あるいは高齢者、障害者問題、医療、そういったものが上位にあるわけでございますが、私は、地域間の交流はもちろん一番大切なことでございますけれども、これからの市の将来像といえますかね、これを考えるときに一つはっきりしていることは、少子・高齢化社会が来るということでございます。はっきりこれからは供給を見込まれるのは団塊の世代、ますます高齢化は進んでまいります。そこで、その受け皿をどのようにつくっていくか。

この中には、まとめの中に雇用の場の拡大が最大の流出防止ということで書いてありますけれども、やはり福祉政策を進めていくということは、これはもう雇用に直接、あるいは商店街の振興にもかかわってくるわけでございます。したがって、これからの将来を考えるときに、福祉を大切にされたこれからの高齢者を受けていく受け皿を何とかここで考えていく、将来の大きな松浦市の柱に福祉の政策というのを大きくとらえていくべきではないかということはこのアンケートからも読み取るわけでございますが、ひとつこちら辺もこれからの定年を迎えて高齢化社会を迎えるその団塊の世代の人たちをどのように受けていくか、これは福祉政策しかないと思うんですよ。そういうことですから、そこら辺にもひとつこれからの施策の柱に立てていくべきだということを私は申し上げたいと思います。

以上でございます。

吉山会長

はい、ありがとうございました。

総論の中にも触れられておるわけです。3の施策の満足度と優先度という状況の中で、やっぱり医療機関の整備だとか福祉施設サービス、そういった部分をやはり大切にすると
いう今の御意見も含めていきたいと私自身も考えております。

はい、池水委員どうぞ。山口委員ちょっと待ってくださいね。

池水委員

松浦の池水です。アンケートの15ページの中に合併に期待することとして行財政経費の削減という部分が一番大きいわけですが、この1市2町の場合、地理的な要因云々等からして、行財政経費の望まれている削減に対して一番削減しにくい状況での合併だと思うんですね。したがって、そういう地理的な不利な条件に対しての合併に対する特別の何か補助的なものがあるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思いますが、何かそういうふうな地理的な不利な要因としての合併に対する特例みたいなものがあるのでしょうか。

吉山会長

はい、今質問として出てまいりましたが。

大久保事務局長

ただいまのお尋ねでございますけれども、こういうふうな地理的な不利な状況で特別に配慮してあるものというか、補助金等で何かあるかということでございますけれども、余り実はないんですけれども、県の方で合併をした市町村に対して交付される補助金の中に、離島地域においてはさらに1億円を上積みして交付するとか、そういうふうなのが実はございます。これは、この1市2町の場合では鷹島町が離島ということになりますので、その分についての上積みというのはございます。そういったものによりましていろんな情報網の整備とかそういうふうなものをできるだけ進めてもらいたいというふうな意向があるものであります。それ以外にも離島の関係で申しますれば、離島航路等の補助等もあるわけでございますけれども、これにつきましても同じ自治体内の航路、今までは違う自治体同士での航路ということで国の補助等も受けられたものが、そういうものが同じ自治体内ということではなくなるということもございまして、これについてもある程度県としても経過的にそれが一遍にならないような措置をしようというふうなそういうふうなことの検討はもう既になされておるところでございます。ちょっと余りたくさん事例がございせんけれども、そういったようなところでございます。

吉山会長

よろしいですね。（「よろしいというのは」と呼ぶ者あり）一応質問に対する答えとしては、そういうことです。

山口委員お待たせしました。はい。

山口委員

福島町の山口です。このアンケートをもとに新市建設計画をなされるわけですが、少し表が字が小さくて非常に困っておりました。できれば、今から出されるときにはもう少し大きくしていただければ、できるならばですね、お願いしたいと思います。

その中で、中学生、高校生のアンケートがとってあります。非常にこれは大事なアンケートだと思います。大人の目から見ると、また子供から見る目とは全然違っていて、10年、20年、30年先には必ず子供たちが大きくなったときに新市を受け継ぐものだと思いますけれども、子供たちの意見をまあいっかいよく皆さん方は見直していただいて、私もですね。単純に住みたくないから住みたくないんだというふうな返答が来ております。全くそのとおりだろうと思います。その辺をもう少し自分たちは大人としてももう少し見直して新市建設計画に役立たせていただければ幸いかなと思います。

以上です。

吉山会長

はい、山口委員から中・高生の対応について真摯に受けとめながらということ我希望するという御意見でした。

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。ここにアンケート調査の分析結果が提起されておるわけでございますけれども、このことが新市建設計画のたたき台として用いられるであろうと。このことは十分理解されるわけでございますが、あえて申し上げますけれども、総体的に大ざっぱな項目になっているような感じがいたします。具体的にこれらを展開していただくためには、先ほどからお話があったように、福岡県、あるいは佐賀県、あるいは唐津市への合併後の人口の移動、あるいは交流というのがあるんじゃないかと、当然そのことは予測されるわけでございますけれども、やはり松浦市というものを建設していきますためには、松浦が魅力ある都市でありたい。都市となるようにお互いに努力してい

かなきゃならない。そして、松浦の中が活性化し、交流が盛んになり、産業が発展していくというようになっていかなきゃならんと私は思うわけでございまして、できるならばここに提起されております分析結果に基づきますところの具体的な施策、具体的な事業、そうしたものについてもやはり研究、検討する必要があるはしないかと。まず、新市建設計画をつくる前に各市町の段階でそれぞれが幅広い皆さん方の意見を集約されまして、実体的には橋をつくるのか、あるいは船をふやすのか、あるいは産業を興すには、あるいはまちおこしをするためには、商工業を起こすためにはこういうことをやっていくというようなやはり具体的施策の展開が必要になってこようと思いますので、できますならば各地域でそれぞれが精いっぱいそうした具体的展開への施策を研究し、そしてさらに出し合っただきまして、それらをさらに検討された上で新市建設計画をなさっていただきたいなあというような希望を申し上げておきたいと思います。

吉山会長

一応それぞれの地域の中で具体的な施策等々があるわけでございます。そういったものがどう生かされていくかというのは、これからの新市建設計画に具体的にこの事業をこうしましょう、こうしましょうというのは、実は新市建設計画の基本方針からしますと新しい市で具体的にやっぱり施策体系づけをしていくという必要性があります。ただ、議論としては対応をする必要性のあるものだろうと思いますので、建設計画策定の過程の中でそういった部分は議論を進めていくということは大事ななというニュアンスを私としては表明しておきたいと思います。

田中委員どうぞ。

田中委員

12ページと13ページを見ていただきたいんですけど、こちらの方で松浦市、福島町、鷹島町及び高校生なんですけど、子育て支援という形で満足度を知ってもらいたいという、満足してないというところにそれぞれほぼ同じようになっています。高校生がその子育て支援というのを大いに期待しているということ。子供たちがやっぱり住んでいろんな支えをしてもらっているということを実感できるような1市2町のあり方でやっていけたらなと思います。

少子・高齢化となって、先ほど福村委員がやっぱり高齢者という形に言われたのもわかります。でも、少子、子供たちにも目を配っていただきたいと思います。子供たちが税

金を払わないので子供たちのことは後送りじゃなくて、その子供たちの税金は私たちの世代が払っておりますので、ぜひ少子化に対しての対応策とか、そちらの方を考えていただきたいと思います。これからの将来的な見通しだと思います。子育て支援という言葉がなかなかこちらの方に出ておりませんでしたので、ちょっと残念だなと思いました。よろしくをお願いします。

吉山会長

確かに中・高校生がそういった視点でのとらえ方を大切に考えておられるようですので、御意見をしっかり踏まえていくべきだと思います。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。先ほどの質問に対しての引き続きということなんですが、特例措置があるのかなのか、ちょっとよくわからなかったんですが、特別にないというふうに判断をしていいのかと思うんですが、であるとすれば、やはり1市2町この合併が地理的にこれだけ無理な状況で、この合併は何も望んでやっているわけじゃなくて、国、県からの要望でやっているということも踏まえるならば、やはりそういうふうな地理的な条件の不利なところに対しての特別の何がしかという部分をやはり要求してもいいんじゃないかなというふうにも考えております。そういうふうなことも検討課題として考えられることはないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

吉山会長

先ほど離島との合併云々と1単位1億円の交付があるということ、そのぐらいしか今確たる条件はないんですね。今、例えば、佐世保と宇久とのかかわり、それから私どもも松浦、福島と鷹島とのかかわり、こういった状況の中で交流基盤を整えるについてやっぱり不利な状況があるということで、何らかの支援措置を対応してほしいというような動きはさせていただいておる状況でございます。これからもそういった話は県当局とも私どもずっと要請を続けていきたいなと思っております。ただ、確たる状況は現実の問題として今のところないということは申し上げておきたいと思います。

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島でございます。ただ今アンケート結果から見た課題ということで、いろいろ

御意見出ておりますけれども、ここに結果としてまとめてありますけれども、どの項目も大事なことだと思います。特に鷹島も、初めに森さんの方から御意見があったように、20年には橋がかかるであろうということになっておりますので、これは松浦と鷹島の交通ということに関して大変現在危惧をしております。今のフェリーがどうなるのかなど。果たして存続できるのかなど。存続されても規模的にどうなるのかなというようにいろいろ、これは民間のことですから民間で知恵を絞って経営されると思いますけれども、やはり交通体系の整備というものは、人の流れということに大いに重要になってきますので、私は離島、松浦と鷹島、また福島と現在の松浦、やっぱりそういう交通のことが一番重要になってくるんじゃないかなと。やっぱり交通が便利になって初めてむらは開け、いろいろな産業も育つと思いますので、やはりこれからの鷹島、松浦市の交通体系というのは十分今後の新市の振興計画の中に織り込んでいただいて、そして充実させていただきたいと、このように思いますので、お願いをしておきます。

吉山会長

はい、ありがとうございました。

ほかに。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。アンケート結果で12、13ページにそれぞれの自治体の優先度合いということで書かれておりますが、いずれの自治体にも特Aグループの中で医療施設の整備というものが含まれています。先ほどの説明でありましたように、福島町さんでは16年度に整備をされたということではありますが、このアンケートのときにはそれができていなかったものですから、福島町さんでは非常に高いところにあります。このアンケートをもとに新市建設計画をつくられるときに、今の福島町さんのその医療施設に対する住民の意見というものをどのようにとらえていかれるのか、これはしっかり共通認識を持っておかないと、いや、それはもうできているからということで進められてもいけないでしょうし、そのことは現状に対して異なっていると思いますので、そのことを事務局としてはどのようにとらえて、そして今後その部分はどのように取り扱っていかれるのかについてお示しをいただきたいと、そのように思います。

吉山会長

事務局どうですか。

末竹企画部会長

企画部会長を仰せつかっております松浦市の企画振興課長でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今の御指摘の件でございますが、今後、新市建設計画を進める中におきまして、まず基本理念なるものを作成いたします。その中で、前回は6項目ほど重要施策等を決めまして肉づけをいたしたわけでございますが、今回も同じような手法になるであろうと思っております。

ただいま委員御指摘の分につきましては、福島町の中の企画委員の皆さん方の方とも十分協議をしながら、遺漏のないように対処してまいりたいと思っております。

吉山会長

よろしいですね、質問。

ほかに。特になければ、幾つかの質問と御意見が多数出されたところでございます。ここで質問、意見を一たん打ち切りたいと思うんです。

そこで、一応このアンケート結果につきましては、分析の目的ということで掲げておりますように、合併協議会において策定する新市建設計画の参考にすることを目的にということにいたしております。ただ今の御意見、それから分析結果、まとめの部分等々を参考にしながら、これから具体的に新市建設計画づくりに対応していくということに相なろうかと思っております。折に触れまた御意見等々もいただくこととして、一たんここで打ち切りたいと思っておりますが、報告事項について、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。

それでは、報告第1号につきましては、これをもって報告ということにさせていただきます。

それでは、次に議決事項に移ります。

議案第1号の合併協議会小委員会規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明をいたさせます。

大久保事務局長

それでは、議案第1号の1ページをお開きいただきたいと思います。

合併協議会小委員会規程の一部改正についてということで今回御提案をいたしております。

松浦地域合併協議会規約第11条第2項の規定により、小委員会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めることについて協議会の同意を求めますというものです。

これは、前回の協議会での鷹島町の森委員からの御質問で、小委員会への傍聴の規定の整備について御意見を賜っておりましたので、議会の委員会条例等の例に倣いまして委員長の許可によって傍聴を認めるということと、それから傍聴の制限等につきましては協議会の会議傍聴規程の例によって行おうというふうな考え方からそういうふうな整備をいたしたというふうなものでございます。

2ページをお願いいたしたいと思います。

松浦地域合併協議会小委員会規程の一部を改正する規程というものです。

松浦地域合併協議会小委員会規程の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加えるということで、第6条というものを加えるようにしております。

傍聴の取り扱いというふうなことで、1項は、小委員会の傍聴を希望する者は、委員長の許可を得なければならない。

2項に、小委員会の傍聴については、協議会の会議傍聴規程の例による。

そして、附則として、この規程は、平成16年10月14日から施行するというので、本日議決いただきますれば、本日から施行いたしたいというふうなことを思っておるところでございます。

そして、次の3ページから4ページには改正後の全文を掲載いたしております。条文の挿入でございますので、下線の部分が挿入、もしくは改まったようなところがございます。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただいま議案第1号について説明が終わりました。これは前回、森委員から御意見を賜っておった部分、そのことを受けて規程の改正をしようとするものでございますが、御質問等々ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですか。御質問ないですね。

それでは、異議なしの発言が大方の雰囲気でございます。第1号議案の合併協議会小委員会規程の一部改正については、原案のとおり決定してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、それでは、原案のとおり決定することといたします。

なお、この規程は本日から施行することといたしておりますので、御了解をお願いいたします。

次に、協議事項に入りますけれども、ここで一たん休憩をさせていただきたいと思えます。10分間休憩をとらせていただきます。11時10分再開ということをお願いいたします。

午前11時2分 休憩

午前11時12分 再開

吉山会長

それでは、再開をいたします。

これより協議事項に入ります。

協議第6号 条例、規則等の取扱いに関することを議題といたします。

なお、本日から協定項目の提案につきましては、調整方針確認後の事務調整を円滑に行うという意味合いから、担当の専門部会長から説明をさせるようにいたしました。そうすることで御了解を願いたいと思えます。

それでは、総務部会長から説明を願います。

末吉総務部会長

それでは、今紹介がありました総務部会の部会長をしています松浦の末吉と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案の1ページの方をご覧いただきたいと思えます。

協議第6号 条例、規則等の取扱いに関することとございまして、調整の内容をそこに書いてありますとおり、「各協定項目の調整内容をもとに、合併後の事務事業に支障のないように調整し、整備するものとする。」という御提案でございます。

資料の2ページから3ページにかけまして、1市2町での例規集に載せています条例等についての目次の方を載せておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

それでは、説明に入っていきます。

吉山会長

わかりますか。いいですね。

末吉総務部会長

条例は、地方公共団体が定める法の一形式でありまして、地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、また、法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例を定めることになっております。

お手元の資料は、現在、1市2町で制定しています条例、規則等の現況をお示ししておりますが、余りにも件数が多いために、各市町の目次の部分について載せております。

最後の2ページの下段に記載しておりますとおり、平成16年7月1日現在で松浦市が615件、福島町が380件、鷹島町が329件の条例、規則等がありまして、合計で1,324件となっております。

御承知かと思えますけれども、合併の前日をもって現在の松浦市、福島町、鷹島町の1市2町は廃止されます。このため、現在の各市町の条例、規則等は使えなくなってまいりますので、新市の発足に当たりましては新たに新市において例規を整備する必要がございます。このようなことから、今後、合併協議会におきまして、各協定項目について調整方針が協議、確認されてまいりますけれども、それぞれの調整方針に基づきまして、これからは専門部会、事務調整班、幹事会で協議、調整を重ね、例規整備に取り組んでいくこととなります。

本来、具体的な策定作業は合併協議が調い、各市町議会で合併の議決がなされた後に行っていく作業でございますけれども、ここでは、本協議会への提案について、その基本的な調整の方針を御提案することにいたしております。

したがいまして、調整の内容としましては、新市においては主要な条例、規則の取り扱いに遺漏がないように十分に調査、検討を行い、議案に書いてありますように、「各協定項目の調整内容をもとに、合併後の事務事業に支障のないように調整し、整備するものとする。」ということでございます。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただいま協議第6号 条例、規則等の取扱いに関することについて、提案と説明があっ

たところでございます。

この協議につきましては、基本的には次回調整、協議をし、方向づけをしていくということになりますけれども、このことについてですね、今説明がありましたことについて、御質問、御意見がきょう時点でございましたら伺いたいと思いますが。特にございませんか。志水委員、どうぞ。

志水勝輔委員

福島町の志水です。基本的な考え方の確認ですので、質問なければ、ここでもう確認されて結構かと思うんですが、いかがですか。私はそのように提案します。

吉山会長

どうですか、それぞれ各市町。よろしゅうございますか、ここで確認して。後でごちゃごちゃ言いませんな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、今福島町の志水委員から、もう基本的な調整方針なんで、このことについてはここで確認していいんじゃないかという御提案でございますが、そのように取り扱ってよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。それでは、先ほど私、次回調整、協議と申し上げましたが、この協議第6号 条例、規則等の取扱いに関しましては、「各協定項目の調整内容をもとに、合併後の事務事業に支障のないように調整し、整備するものとする。」ということを確認させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に協議第7号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関することを議題といたします。

事務局から説明願います。事務局長。

大久保事務局長

それでは、協議第7号の各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関することについて御説明をいたします。

議案の1ページでございますけれども、「各種団体への補助金・交付金等については、従

来からの経緯、実情、公共的必要性、公平性に配慮し新市において調整する。ただし、平成17年度は旧市町の例による。」という提案でございます。

この補助金、交付金等の取り扱いに関する法令上の根拠といたしましては、地方自治法の規定の中に、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定されております。この規定に基づきまして、松浦市や福島町、鷹島町のそれぞれにおきましても各種団体に対して補助金等の財政的支援を行い、地域振興を図っているところでございます。

補助金については多種多様の補助金があることから、今回、皆様にお示ししておる補助金につきましては、これ2ページ以降でございますけれども、各種団体の主に運営費的な補助金について、その主たるものについて掲載いたしております。そういうふうなところで、あらかじめ御了解いただきたいと思っております。

2ページから総務関係、民生関係と補助関係の団体ごとに、団体のまず設置された年、それから、構成の人員、補助金額をお示しいたしております。それで、設置年が不明なものにつきましては、平成元年前ということを表示をいたしております。それから、構成人員についても概数表示の場合もございますので、御了承をお願いいたしたいと思っております。それから、補助金額につきましては、16年度の当初予算額ということに記載をいたしております。また、各市町同様の団体が現存する場合で、補助金が交付されていない団体もありますので、それについては補助金なしということで、ここでは記載をいたしております。

それから、大変申しわけないんですけれども、それぞれ一つ一つの補助金についての説明はもう省かせていただきたいと思っておりますので、9ページまででございますけれども、後ほど詳しくご覧いただきたいというふうに思っております。

この各種団体の補助金については、これは各自治体独自の運営が今日まで行われているというふうなところもございまして、急激な調整は困難な状況にあると考えております。しかしながら、補助金算定のルールづくりは必要でありまして、これらについては合併の協議と並行した議論を進めることといたしまして、現実的には17年度は旧市町の例によるというふうなことにしておりますので、18年度の予算編成等を考慮しながら、調整内容を冒頭に申し上げましたとおり、従来からの経緯、実情、そして公共的な必要性、公平性、こういったものに配慮して新市において調整するというふうなことにいたしておるようなところでございます。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただいま協議第7号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関することについて、事務局より説明がありましたが、御質問を受けたいと思います。はい、田中委員どうぞ、先に。

田中委員

こちらの方の補助金、交付金の松浦市、福島町、鷹島町それぞれの合計を出しておられますか、把握したいのです。補助金、交付金の。どれだけ年間に補助金が出たかという把握をしたいなと思っているんですけど、その合計数は出ておりますか。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

今ここに上げております補助金、交付金というのが団体の運営等に係る部分の主なものを掲げたいとしておまして、まずそういったものを上げたものではございません。そういうふうなことから、全体額を集計ということもちょっと今の時点ではいたしておりません。必要でございましたら、次の機会にそれにつきましては御報告をさせていただければと思いますけれども。

吉山会長

よろしいですね。はい。永田委員が先ほど。

永田委員

福島町の永田と申します。ただ今御説明がありましたけれども、本当にこの補助金に関しては各種団体公平にということとここにちゃんと重きを書いておりますけれども、今これ見ましたところ、婦人会の場合も、老人会の場合も、やはり町、市によって随分数字が違うんですね。私たちは合併した場合にそのことを大変心配いたしておったんですけれども、出るということと公平の取り扱いということと安心はしたんですけれども、とにかく婦人会及び老人クラブ連合会の補助金等については、合併しましたら、人数割とかなんとかで、とにかく公平に取り扱っていただきたいということと、それから、青婦老連、青年婦人老人連絡協議会というのは我が町にだけしかないんですね。鷹島町、松浦市にはないようなんですけれども、そのときうちの町だけなんですけれども、うちの町だけでもそのときに

補助金をいただくというような確約をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

吉山会長

御意見と承ろうかなと思ったんですが、確約という話まで出てきたところですが、そこから辺、事務局と。

大久保事務局長

さきに申されましたすべてに共通してあるようなものにつきましては、やはりこれは公平性の問題からしまして、やはり同じ市民となりますので、これはやはり統一したような基準でもって支出をするということを考えていかなくちやならないと思っております。

その後には言われました、その一つの自治体だけにしか存在しないような補助金をどうするかというのがこれからの検討にはなると思いますが、当然それをもって混乱を招くようなことがあってもいけませんし、やはり今日までの経緯や実情というのも十分踏まえまして、これにつきましてはやはり合併をして一緒になりまして、そういう中で一緒に検討させていただいて、そして協議をさせていただきたいというふうなことを思っております。ちょっと今日の段階でどういうふうな方針で調整を行うかというのも全く検討しておりませんし、ちょっと確約というところまでは、申しわけございませんけれども、言えないというふうな状況でございます。そういうことでちょっと御理解いただきたいと思います。

吉山会長

はい、御意見がきちっとあったということは事務局もとらえておるようでございます。

はい、松瀬委員どうぞ。その前に、松本委員、先ほど上がっておったですね。はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島県の松本です。この5ページの農林水産関係の中の土地改良事業関係の補助金についてお尋ねをいたしたいと思っております。

先般、郵送いただいたこの資料では、鷹島の土地改良区の場合、運営費補助金として10,862千円、償還金補助金として81,045千円という数字が載っております。ところが、今日いただいた資料では償還金補助金というのが削除されております。確認の意味でございますが、これはもう削除するというのでいいのかどうかということが一つ。

それと、そのほかに松浦市の土地改良事業団体に対して補助金として 5,740千円という補助金が出ております。それと、先ほど言いました鷹島の場合、運営費補助金として 10,862千円という補助金が出されるようになっておりますが、この補助金は今後もずっと続いていくのかどうか、あるいは土地改良、こうしたものが終わればそこで打ち切りになるのかどうかと、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。5 ページです。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

事務局からお答えいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、大変申しわけございません。今日その差しかえの部分です、その鷹島土地改良区の償還金補助金を削除させていただきました。ちょっと差しかえの中身をもう少し詳しく御説明を本当はすべきだったんですけども、一応今回の御提案いたしましたこの各種団体への補助金、交付金というものが基本的には団体の運営費に重きを置いた補助金ということで記載をいたしました。そういうふうなところから、事業補助等につきましては、またこれはそれぞれの協定項目、特に農業関係の取扱いとか、そちらの方の中を出していくというふうなことになりますので、一応ここではそれを明確に整理するためにですね、たまたまちょっと鷹島町の土地改良区のみこの償還金補助金を上げてしまっておりましたので、今回削除したというふうな経緯でございます。そういうふうなところで、今日はもう運営費の補助金の部分での御議論ということでお願いいたしたいというふうに思っております。

それから、似たような団体があって、その合併後のというふうなことでございますけれども、それと、団体がなくなればどうなるのかということですが、一応まず団体がやはりどこかの時点で解散してしまえば、もうそれで当然補助金はなくなるということになりますですね。当然合併に当たっては、このまままだ存続をしているだろうと考えられますので、これにつきましても、この当初に申し上げました調整方針のような考え方ですね。やはり今までの経緯や実情がそれぞれあられると思います。そういうふうなものをやはり大切に、そしてなおかつ公平性やこの公共的な必要性、そういったものも総合的に考えて新市においても調整をさせていただきたいというふうなところで、きょうは御勘弁いただきたいというふうなことを考えておるところでございます。

吉山会長

松本委員、よろしいですか。はい、どうぞ松本委員。

松本委員

この運営費補助ですね、これ恐らく今田島委員からちょっとお聞きしたんですが、役場の職員を事務として充てておるといことですから、そうした事務員が要らなくなれば、この補助金も要らなくなるんじゃないかと私は思うんですがね。そこら辺どうなっておるのか。ずうっと今後永久には言いませんが、半永久的にこのまま続くというふうにお考えなのか、そこら辺確認しておきたいと思います。

大久保事務局長

当然その必要性がなくなれば補助金はなくしていただくというふうなことになります。ですから、これがそのまま続くということはございません。当然新市になりますればまた新たな行政改革の大綱等も作成するし、やはり補助金、交付金等の見直しというのはもう常にやっていくようなことに、そういうふうな内容にもなると思っておりますので、そういうふうなことです。それはもう常に検討していく課題ということでとらえていただきたいというふうに思っております。

吉山会長

よろしいですね。はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦の武尾です。実際初めてのことで、この資料を見たときに、その補助金、交付金の種類の多さ、また、この構成人員で割ったときの各市町の1人当たりの額の違いというか、もうびっくりしました。私たちが全く見たこともないような、聞いたこともないようなところにいっぱいいろんな補助金が出ていると。こんなにまで出ているのかと。実際これを調整するというのは大変だろうなと思っております。今、松本委員さんの方から話出たことなども私たちには全くわからんことなんですね。それで、実際言うと、ここにあるような今までのいろんな経緯、実情、あるいは公共性、公平性、そういった面からもう改めて練ってもら以外に、私たちがこれをこうしてというようなことはちょっと言えないんですね。ですから、ここにあるような形できっちり調整してもらえればと、そんなふうにしか思えません。ただ、いわゆるお金に関することですから、分捕り合戦みたいなようなことが起きては大変だと思っております。その辺がちょっと心配です。

以上です。

吉山会長

はい、武尾委員からは分捕り合戦が心配だと、それ御意見として承っておきます。

太田委員が先ほど、はい、どうぞ。

太田委員

福島の太田でございます。実は商工会のことでたびたび1市5町でもお願いしたわけですが、この補助金の問題ですね。これは今までどおりに残していただきたいと思えます。というのが、1市5町の場合に、法律上隣接していなかったものですから、広域連携ということで協議をしてきたわけでございます。今年度、隣接のという法律が改正になりまして、行政区の中で隣接してなくても合併はできますよというふうな方向に変わってきております。それで、私たち9月に鷹島町、福島町の商工会寄って協議をしたわけでございます。それで、合併協議会を設けて、これから先、鷹島町も離島でありますし、なかなか交通の便も悪うございますので、これから先進んでいくためには協議会を設けて、これから広域をするか、合併をするか、検討をすることにしておりますので、その間、いろいろ御迷惑をかけることがあると思えますけれども、その間の間でも補助金の削減ということもなく、これから住民の皆さんのサービス、また会員のサービス等をですね、また行政と一体になって協力していく商工会でございますので、これから先も補助金の削減がないようにひとつ御協力をお願いしたいと思ひまして、要望をしておきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

吉山会長

はい、要望ということで承っておくことといたします。

済みません。松瀬委員、お待たせしました。どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。前から手を挙げておりましたけれども、やっと回ってまいりました。

ただ1点ひとつお尋ねをしておきたいと思ひますが、これは事務当局になるのかと思ひますけれども、この補助金の取り扱いにつきましては従前どおりで、新しく17年度は従前どおりで、新市になっての調整がうたわれておるわけでございますけれども、16年度以降、補助金の新設についてはどのように考えておられるか、お伺ひをしておきたいと思ひます。

大久保事務局長

事務局からですが、ただいま一応資料として上げておりますのは16年度の当初予算を基本にしたところで掲載をいたしております。ですから、松瀬委員さんのおっしゃるのは多分これから出てくるであろう、あるかもしれないという新たな補助金の要望等によるものですたいね。そういうことで、当然合併までというのはやっぱりそれぞれの自治体の自主性というか、まだ合併をしておりませんので、運営の中で判断されるというのが基本的な部分ではまずあるとは思いますが。今の時点ではそこまでしかちょっとなかなか言えませんですね。

吉山会長

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

あえて申し上げたいと思うんですけども、やはり一応設定されますと17年度はそのまま、以降は調整をされるということになりますけれども、やはり16年度中にいろんな問題が出てこようという思いがいたします。さすれば、事前に各市町であるいは自粛するか、あるいは特別なものについては協議をするかというような一つの前段階の措置が必要ではないか、このように思いますので、御見解をひとつお伺いしておきたいと思えます。

吉山会長

要は、松瀬委員はですね、16年度駆け込み的な対応で膨大に補助金が新しく設定されはしないか、そのことが将来において合併後足かせになるのではないかという、そういう思いでお話があったと思えます。

私、会長の立場で申し上げますと、やっぱりそこはお互い今真摯に合併の協議を進めておるわけでございます。そこは各市町の良識で、やっぱり本当の意味での必要性のあるものについて、それを阻害するというわけにはいかないわけです。駆け込み的な対応というのはお互いにやっぱり自粛するというのもう、お互いでやっぱり共通認識を持っておこうということをですね、私としてはそういう思いでそれぞれが自制を願いたい、そのように申し上げておきたいと思えます。

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松瀬でございます。言葉じりからえて大変申しわけありませんけれども、駆け込みは恐

らく各市町なさらんと思うんです。必要性に迫られておやりになるであろう、私はそのように真摯に受けとめたいと思うんです。駆け込みという言葉はひとつ除いていただきたい、そのように指摘を申し上げ、そしてまた、先ほど申し上げましたように、できる限りそうした重要な問題、課題が出てまいりますれば取り上げていかなきゃならんだろう。そうすれば手当てとしてやっぱり協議をするというような方向でも持たれた方がいいんじゃないかというように思いますので、申し添えておきます。

吉山会長

駆け込みというのは私がかうがった申し上げ方をしたようでございます。取り消しをさせていただきます。

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。この各種団体への補助金、交付金についてでございますが、私はこの補助金、交付金のここに提案されているのは、文言というのは大変適当な表現の仕方じゃないかと思っております。私は、全部急激に合併したからといって全部カットする、また幾分はカットされても、多少は残してやるというような方法で、緩やかな方法で調整をしていただきたいと、私はそのように思っております。各町村の実情、いろいろありますから、そういうことを十分に配慮していただきたいなと、このように思っております。

吉山会長

はい、御意見として承っておきます。

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島山口です。この補助金、交付金等については、やっぱりそれぞれの自治体が自分たちの自治体を活発に活動的にすばらしい自治体にするための補助金であると思うわけですね。その中に残ったのが現在ではこれだけということだろうと思います。それだから、合併したからどうだとはなかなか、やっぱり小さい鷹島、福島にしてみれば、これだけの人間で、これだけの活動をやるというのはなかなかですね、やっぱり補助金なしではやられないところも十分にありますし、またこれが合併すれば新市もしかりかと思えます。ぜひ十分に検討なされてやっていただきたいと思えます。特に団体とかなんかは非常に必要かと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、一つ、二つお尋ねいたします。

2ページの民生関係の社協関係ですね。職員数等が書いてありますけれども、非常に松浦と比べて福島、鷹島とちょっと比較にできない数字、その辺の意味合いを、ちょっと内容をもう少し具体的にお願いしたいと思います。

それから、同じく民生関係で民生児童委員の関係もですが、非常に民生児童委員、これからの高齢化、いろんなことを考えた場合、非常に大事というか、これボランティアと言えばボランティアかもしれませんが、この数字見たときに、松浦さん68名の方おられて非常に少ないわけですね。これでどういう活動をなされているものか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

吉山会長

じゃ、事務局、答えられる範囲で。

大久保事務局長

それぞれの団体の活動の内容等までの御質問であったわけでございますけれども、今日の段階ではまずそれをちょっと準備していないということと、それと、社会福祉協議会につきましては、これについて一つ協定項目を30番に設けております。それで、今のところ提案が11月ぐらいの予定になっておりますけれども、そのときに詳しく内容等につきましては御提示申し上げまして、一緒に御協議を賜ればと思っております。

それから、民生児童委員の協議会というふうなことで載せておるわけでございますけれども、確かにそれぞれの市や町の協議会においてやはり活動の内容は異なるものと思っております。そういうふうなところで、そういうふうなやはり実情をきちんと把握し、そして今後やはりこういうふうな各種の会議が合併に伴いまして合体と申しますか、一緒になれるのかどうなのか。そうした場合に、また新市になったらどのような活動をなされるのか、そのようなところによってもやはり補助金の額というものの積算が変わってくると思っております。そのようなところから、十分今後そういうふうな実情、現在までの実情もありますけれども、今後の新市になってからの各種団体の活動内容等も考え合わせながら、補助金の額を決めていくというか、調整していくというか、そのようなことになろうと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島山口です。今の説明わかりましたけれども、社協については次回の、次回というが、また改めて詳しく説明するということですのでわかりましたけれども、民生児童委員に私尋ねたわけですけれども、非常に数字見て、さっきも言ったとおり、非常に計算しにくいというか、補助金ですからあれですけれども、どういう活動をなされておるかと聞いているわけです。松浦さんの場合に、参考にさせていただいて、できれば福島さん並み以上に民生委員あたりの人には十分に助成等もすべきだろうと私は思うわけです、結論から言えばですね。これだけ高齢化になれば非常に、あと10年後したらどれだけの老人があるかというたら、これびっくりすることあるですね。そうした意味では、やっぱりこういうふうなとはしっかり補助金は出すところには出すんだという姿勢をぜひ見せていただきたいと思います、調整の段階でもですね。詳しくできればお願いします。今日はこれまでです。

大久保事務局長

それでは、この民生児童委員の活動、協議会の活動ですね、これにつきましては次回また御報告をするようにいたしたいと思っております。済みません。申しわけございません。

吉山会長

池水委員がちょっと早かったようです。はい、どうぞ。

池水委員

我々民間、先ほど武尾先生もおっしゃったように、なかなかこの補助金というシステムがよくわからないんですね。トータルで聞きたいんですが、今現況、各1市2町とも補助金という部分については毎年減る傾向にあっているんですか、それとも維持か上がっているのか、その辺のところをまず1点聞きたいと。

それから、次に合併後にまた補助金という部分が額的に現状が確保されるのか、それとも減る傾向にあるのか、その辺のところをお教えいただけませんか。

吉山会長

はい、事務局。

大久保事務局長

今ちょっとこちらの方で聞き合わせましたけれども、補助金の増減の傾向ですけれども、やはりそれぞれの自治体におきまして見直しを常々やっておられるということで、現状維

持、もしくはそれを減らすような方向に現在はあるというふうなところでございます。

合併後はどうなのかということでございますけれども、当然やはりそれぞれの団体の必要性というか、公共的な必要性、こういうふうなものも十分配慮しなくちゃいけないでしょうし、先ほどからありましたような活動の内容とか、そういうものがその新市の振興にどのように役立っていくのかというふうなところも十分に見た中で調整をしていかななくてはならないと思いますし、行政改革の面からはやはりできるだけ補助金の支出を抑えていくというか、そういうふうな視点に立っても、この財政的な見地に立ってもやはりそういうふうな総合的なところで調整を進めていくというふうなことになると思われま。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

今そういうことで財政的な面からしてやっぱり縮小をしていかざるを得ないということなんで、そういうことを共通認識としてやっぱり皆さんが持って、こういう補助金という部分については考えておかないと、先ほどから各種団体それぞれ実情はあるかとは思いますが、財政的な面からもそういうふうなところでやっぱり考えざるを得ないんだろうと思えますね。したがって、新市においてはこの補助金についてやっぱり費用対効果という部分のことに限って最大限に考えていくべきじゃないかと思えますので、それはもうその後新市ができ上がってからのことかと思えますが、我々民間としてはこれから先、補助金もだんだん削減されていくんだということだけを共通認識として持っておかなければいけないんだというふうな思っております。

吉山会長

田中委員先ほど、はい。

田中委員

松浦の田中です。事務局の方たちに申し上げますけど、先ほどいろんな質問、いろんな形で出ていきますけど、なかなか答えられないというジレンマがありますので、きちんとお勉強されて、こちらの方の会議に持ってきていただきたいと思えます。

それで、補助金に関してですけど、民生児童委員の方の内容的なものがわからないとおっしゃっていらっしゃったんですけど、私もそこの方をきちんと聞きたかったなと思えました。補助金というのはあくまでもその活動に対しての助けであって、それに依頼すると

ということはいけないんじゃないかと、自立できないと思うんです。補助金は補助金であって、年間の総予算が例えば3分の1は補助金で賄おう、あとは自分たちで自立してお金をつくり上げていこうという、そういう気持ちで活動していくのが一番生きた活動だと思います。松浦市民の中にはそういう方たちがたくさんいらっしゃいます。だから、補助金をあくまでも依頼して、補助金がなければ何もできないという活動ではいけないと思います。失礼します。

吉山会長

はい、そのほか。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。冒頭の事務局の説明の際に、この議案を読み上げられた後に、補助金算定のルールづくりは合併の議論とともにやっていかなければならないというような発言があったわけですが、その補助金算定のルールについてはこの協議会の中でお示しをいただいて確認をできるのでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

この補助金算定のルールづくりにつきましては、そういう方向で進めるというものをここで確認をいただいた後に、事務方の方ですね、多分17年度はもうこのままでいこうということでございますので、その18年度以降の予算編成等に当たりまして、その事務に従事させていただきたいというふうなことを考えておるところでございます。そういうことでちょっと、多分もう新市になってからでないとはやはり実際の現実的な議論はできないのではないかと考えております。まだこの合併協議会の中ではですね。そういうふう考えております。

吉山会長

よろしゅうございますか。

そのほか。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。この協議第7号については、ここにお示ししてあるように、今いろいろな御意見も出ておるようでございますけれども、あくまでも17年度については

旧市町の例によるということでございますので、これは新市になってから補助金の見直し等々にやっていくということでございます。いろいろそれぞれの各種団体の思いというのはわかりますけれども、やはりこの出てきておる表題に基づいて議事は進めていかないと大変時間をとるんじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

吉山会長

先ほど質問があって、次回にということ等もでございます。そこで、今寺澤委員からありましたように、もう時間の経過も進んでおりますので、この協議第7号については、また次回に熱心に御協議をいただいて方向づけをさせていただくということで取り扱いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。それでは、次回に向けて事務局としても質問出ておった部分等々整理をしておいていただきたいと思います。改めて協議をさせていただくということでいきます。

じゃあ、12時5分前ということでございます。一たんここで区切りをさせていただきまして、昼食休憩に入ります。再開を12時55分、1時間とるということを進めていきたいと思っております。では、ここで一たん休憩に入ります。

午前11時56分 休憩

午後0時56分 再開

吉山会長

それでは、委員さん方おそろいでございます。午後の部再開をさせていただきます。

引き続き協議を進めてまいりたいと思っておりますが、次の協議題として、協議第8号 各市町の慣行の取扱いに関する事について議題といたします。

総務部会長から説明を願います。

末吉総務部会長

それでは、協議第8号 各市町の慣行の取扱いに関する事について御説明いたします。お手元の議案1ページの方をご覧くださいと思います。

各市町の慣行の取扱いに関する事の調整といたしまして、「市章については、合併までに調製し、合併時に制定する。市町の木、花、歌並びに市町民憲章、市町民表彰、宣言、

市町主催の行事については、合併後調整する。名誉市町民制度については、合併後に制定する。但し、すでにその称号を贈られている各名誉市町民についてはこれを新市に引き継ぐ。」という提案でございます。

それでは、お手元の2ページ、3ページにそれぞれの慣行の項目ごとに1市2町の現況を表としてお示ししておりますので、これを見ながら中身の説明を進めていきたいと思っております。

まず、各市町の市町章、木、花、歌並びに市町民憲章などがございますけれども、これらはそれぞれの市町のシンボル等として制定されたものでございまして、法律に基づいて定められたものではありませんが、それぞれ制定に当たり、各市町の特性と地域住民の思いを象徴するものとして定められたものでございます。

これから新しい市の誕生に当たり、住民の皆さんの連帯感の醸成や新市への期待や思い入れを込めて制定することが望ましいと思われまます。このため、市章については新市発足のシンボルとして対外的にも制定する必要があるため、公募等の方法によりまして広く新市住民の御意見もお聞きしながら、「合併までに調製し、合併時に制定する。」としました。市の木、花、歌、市民憲章につきましても、新市のイメージを高めるための手段としての必要性から、「合併後に調整する。」としております。

次に、名誉市町民でございますけれども、現状として松浦市と福島町のみが条例を定め、これに基づき、名誉市民4名と名誉町民2名の称号が贈られています。いずれの方々も故人でありまして、現存者はいらっしゃいません。これらの方々には生前において行政に、あるいは文化等に多大なる御貢献をなされた方でございますので、これらの功績を引き続きたたえるために、また、これから新たに郷土の誇りとして住民の尊敬を受けられる方に対しまして、新市においてもこの制度は継承することとし、関係条例内容を調整しまして、「合併後制定する。」といたしました。既に各市町においてその称号を贈られた方々に対しましても、これを新市に引き継ぐことといたしております。

次に、市町民表彰でございますが、松浦市と福島町とで規則等を定め実施しているところでございますが、表彰の時期等において調整も必要と考えられますので、「合併後調整する。」としております。

また、宣言関係につきましても、同趣旨の宣言が見受けられますので、「合併後調整する。」とし、改めて新市での議会で議決していただくということになります。

最後に、各種行事の取り扱いでございますが、市町主催の慣例的な行事のほか、それぞれの地域で伝統的に、あるいは年間催事として定着したものがございます。お手元の資料には市町主催の行事のほか、年間の主立った行事を掲載しております。調整の内容といたしましては、「市町主催の行事については、合併後に調整する。」としております。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第8号 各市町の慣行の取扱いに関することについて、事務局より説明がありました。

これから御質問等々を受けたいと思います。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。ただ今事務局の方から、市章については新しい市の一体感等々を考慮して、公募等広く新市民の意見を聞いた上で調整を図るというふうな御提案があったところですが、その公募をするというか、市民の意見を聞くに当たってですね、やはり住民の今の多くの意見が行政経費の削減を図っていけと、そのために合併をしていけという意見があるわけですね。そういった中で、この会場にも掲げられておられるように、福島町さんには福島町さんの町のマークがあると、松浦にも鷹島にもそれぞれあるわけですね。このマークを新たに換えることによってどういった、どのくらいの経費がかかるものかどうか。やはりこういった試算についてはお示しいただくべきではないかと思っております。ですから、それぞれの市章すべてを変えたときに、あるいは公募になりますと、その景品と申しますか、賞金等も予想されるわけですし、そういったことも含めて、やはりこの協議会の中でそのあたりの具体的なおおよその金額というものはお示しいただいて、そういったことも判断基準の一つとしてとらえていくべきではないかと思っておりますが、その点について事務局のお考えをお示しいただきたいと思っております。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

末吉総務部会長

今御質問がありました市章、これを変えるというところで、公募等により広く住民の御意見を聞きながらということで申し上げましたけれども、行政経費の削減の意味で、こういう市章を新たに作るという場合にかかる経費的なものの御質問だったかと思っておりますけれ

ども、例でございますけれども、今、松浦市の方で記章、胸につけるバッジでございますけれども、一応これの単価が 600円ぐらいです。それから、新しい市になった場合に掲げます市の旗、市旗ですね、これ等が考えられますけれども、ざっと見積もったところ、そういうバッジ等にかかる経費というのが大体新たにつくり直せば 500個ぐらいかなというところで 300千円ぐらい。旗につきましても単価が10千円ぐらいかなというところで、松浦市の例で言えば、大体市旗、市の旗を備えているところが30カ所ぐらいございまして、300千円ぐらい。ほかに松浦市の支所を抱えています施設等もあるわけですがけれども、大きなものとしては市議会の議場に松浦市のこのマークを掲げたレリーフがあります。こういうものの改修等が出てきますけれども、ざっと松浦市だけの例でいきますと、マークが変わった場合に多くて 2,300千円ぐらいかかるかなというふうに思っております。

それから、新しくこの市章を募集したり、作り直すということになりますと、特定の選定の委員会等を設けて、公募によりますところの採用者への懸賞金というんですかね、そういうものを想定されるかと思えます。他の合併協の例でいきますと、懸賞金の額がばらつきがありますけど、県内で約 300千円から 500千円ぐらいかなというふうに思えます。ほかに募集に際しての必要な印刷製本等の消耗品、郵便代、連絡調整費というものがかかりますので、トータル的には 2,000千円ぐらいの準備が必要かなというふうに思っています。

以上です。

吉山会長

はい、何か。はいどうぞ、友田委員。

友田委員

松浦の友田です。今、松浦市域の場合は新しく作ると 2,300千円ぐらいかかるでしょうという話で、その後に言われた分は、新しく作る場合 2,000千円とおっしゃいましたが、結局、新しい市ですべて新しくしていくと、このトータルの 4,300千円ぐらいということではよろしいのでしょうか。

末吉総務部会長

大まかな見積もりですけれども、市章を変えとなると、それぐらいの準備から新しくつくり変えるのに経費がかかるかなというところで御理解いただきたいと思えます。

吉山会長

よろしいですかね。どの程度の経費がかかるのか、そのことを参考にしながらこの協議を進めたいという御意向でしたから。

そのほか御質問等ございますか。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島の山口です。市章についてですけれども、調整をすると書いてありますけれども、どのような方向で調整なさるのか。ここの中で決めるものか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

吉山会長

再度説明をいたさせます。

大久保事務局長

よその例等もちょっと考えたときにですね、大体県内今既に吉岐、対馬、五島、上五島、そして今諫早も現在その最後の選定中ですね。そういうふうな状況でございます。それで、やはりどこの協議会におきましても合併の議決後に公募をして、そしてやはりこの協議会の中で選定をして決めているというのが状況のようです。そして新市の発足に間に合わせるというか、新市の開庁のセレモニー等に使えるように準備をするというか、そういうふうなのが一般的なようでございます。

吉山会長

よろしいですか。そのほか。

質問、意見等々も一たんの区切りの方でございます。このことにつきましては、次回、先ほどの協議第7号と同様、熱心な協議を次回にお願いしながら方向づけをいたしたいと思っております。

そこで、今日のところは提案説明があった。二つの質問があったということ踏まえて、次回にということで区切りとしたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。それでは、そのように取り扱います。

次に、協議第9号 町、字の区域及び名称の取扱いに関することについて議題といたします。

事務局から説明願います。

末吉総務部会長

それでは、総務部会の方から引き続き協議第9号 町、字の区域及び名称の取扱いに関することについて御説明申し上げます。

お手元の1ページの議案の方をご覧いただきたいと思います。

調整の方針ですけれども、「町、字の区域については、現行のとおりとする。字の区域の名称は、松浦市の現行の町名（今福町、志佐町、調川町、御厨町、星鹿町）と、福島町、鷹島町の現行の町名の後に現行の各字名を続けて表示する。」という御提案でございます。

2ページの方に関連資料を各字の名称を掲げておりますので、ご覧いただきながら説明をしたいと思います。

町、字の数でございますけれども、松浦市は5町で60字、福島町が8字、鷹島町が9字の合計7町77字があります。

町、字の取り扱いにつきましては、参考として2ページ目の資料の右下の方に記載しておりますとおり、地方自治法第260条の規定に基づきまして、町若しくは字の区域若しくはその名称を変更するときは、当該市町村は議会の議決を経て県知事に届け出なければならないとあります。

今回の御提案ですけれども、合併によって一つの市となる場合に、同一又は類似の町名がありますと、住民登録や郵便など住民生活に影響が生じることも予想されますし、地名は長年にわたってその住民にとってなれ親しまれていることを考えますに、新市の発足時にはできるだけ支障を生じないような取り扱いが必要だと考えます。当地域の町の名称、字の名称を見ますに、字名については同字名を称するものが四つの免にございますが、町の名称はいずれも異なり、また松浦市が過去に合併した経緯からしても、現行の町、字の名称は現行のままとした方がよいと思われれます。

さきに御確認がありました新市の名称について、これを松浦市といたしますと、松浦市は現行のままでありまして、また福島町塩浜免の場合は、松浦市の後に福島町塩浜免と続け、従前と同じ表現をもって区域や名称の特定ができるものと考えます。鷹島町についても同様でございます。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただいま協議第9号 町、字の区域及び名称の取扱いに関することについて説明がござ

いました。

まずは御質問等々ございましたらお受けをしたいと思いますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

御質問等々ないと判断をいたしますが、これ次回に回しますか。(発言する者あり)確認していいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。それでは、ただ今の協議第9号 町、字の区域及び名称の取扱いに関することについては、説明のとおり、原案のとおり確認するということによろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、それでは、そのように方向づけをいたします。

次に、協議第10号 行政区の名称及び所管区域の取扱いに関することについて議題といたします。

事務局から説明願います。

末吉総務部会長

それでは、引き続き総務部会の方から御説明申し上げます。

協議第10号 行政区の名称及び所管区域の取扱いに関することでございます。

説明の前に、資料中ちょっと訂正がありますので、お手数ですがけれども、修正の方をよろしくお願ひしたいと思います。2ページ目の表の方でございますけれども、左の松浦市の欄、松浦市の欄の縦の2行目でございます。2行目の下の方、下から3番目と4番目に「鹿ノ爪」という表現がございますけれども、ダブって表現しておりますので、どちらか一つを削除の方をお願ひしたいと思います。

それでは、議案の説明に入ります。

1ページの議案の方をご覧いただきたいと思ひます。

調整の内容ですけれども、「行政区の名称及び所管区域については、現行どおりとし、必要に応じて合併後調整する。」という提案でございます。

それでは、2ページ目の一覧表の方をご覧いただきながら話を進めていきたいと思いません。

行政区とは、通称町内会とか自治会とか言われるものでありまして、そもそも住民の皆さんが自主的に組織して活動する任意の団体であり、長い間地域住民になれ親しんだきずな深い組織であります。また、行政サイドにとりましても情報の伝達や地域催事の実施など行政運営上も不可欠な存在でございます。各市町における自治会等の数は、松浦市が124地区、福島町が11地区、鷹島町が12地区の合計147地区となります。この147地区の中には同じ、あるいはよく似た名称が幾つかあり、また全体数から見て地区の調整が必要かとも考えられますけれども、さきに述べましたように、住民意向も視野に入れた検討が必要かと思われまます。このため、今回の合併に際しては行政運営の支障を来すことは避け、現行の行政区はそのままとし、合併後に十分な協議調整を図り、整理することとして、今回の提案でございますけれども、「現行どおりとし、必要に応じて合併後調整する。」という調整内容の御提案でございます。

以上です。

吉山会長

ただ今協議第10号 行政区の名称及び所管区域の取扱いに関することについて説明がございました。

質問等々を受けたいと思いますが。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ということは、これはさきの9号と同様の取り扱いでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、次回に引き継がずに、この場で確認をいたしたいと思いません。

それでは、質疑等々もないようでございますので、協議第10号 行政区の名称及び所管区域の取扱いに関することについては、「現行どおりとし、必要に応じて合併後調整する。」という調整内容で確認をしたいと思いません。よろしいですね。御異議ないですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、そのように取り扱いをさせていただきます。

一応本日の協議事項はこれをもって終わることといたします。

協議第7号と第8号につきましては、次回改めて各資料、追加資料等々も含めながら協議をしていただくということになります。

その他については、事務局から議会議員の取扱いについての研修が計画をされております。その前に、その他として皆様方から何かございませんか。今日のところはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、特にないようでございますので、あとは事務局の方に進めてもらうこととして、議会議員の定数及び任期の取扱いについての研修に入りたいと思います。

大久保事務局長

それでは、ここから進めさせていただきます。

協議会の開催前、冒頭に今日の会議の進め方というところでちょっと触れましたけれども、今回、初めて参加されておられる委員さんもおられますし、もう既に御承知の方はもういいのかなと思いますけれども、一応ある程度これが第3回の提案のスケジュール上は予定になっておりまして、次回ぐらいの提案ということで準備をいたしておる都合もございまして、知識をある程度合わせるという意味でちょっと計画をいたしました。時間的にはもう20分もかからないと思いますので、再開してからそう時間もたっておりませんので、もう引き続きただ今より始めさせていただきますと思います。

それでは、今日お配りいたしております資料の最後につけておるのが今回のこの議会議員の定数及び任期の取扱いの参考資料でございます。そちらをまずお開きいただきたいと思います。

その中で、ちょっとページを振っておりますけれども、まず、今日の第2回松浦地域合併協議会の議案の修正及び参考資料ということでお配りしておる分の方の最後の方にあるところでございます。そこをまずお開きいただきたいと思います。

それでは、その中でまず2ページをお開きいただきたいと思います。2ページをお願いいたします。

ここには、まず、この松浦地域の1市2町の現在の議会の状況ということで、定数、任

期、常任委員会、報酬、このようなものにつきまして現況をまず記載いたしておるといふうな状況でございます。

次、3ページをお願いいたしたいと思います。

3ページに議会議員の定数及び任期の取扱い参考資料ということで載せております。

まず、この合併によりまして現在の議会の議員さんの身分等がどのようになるかということでございますけれども、前回の第1回の協議会で合併の方式については新設合併ということで確認をもうされました。この新設合併の場合は、関係市町村、現在のこの松浦市、福島町、鷹島町ですが、この法人格がもう消滅をいたしまして、原則的には地方自治法の規定によりまして、議会議員の皆さんも他の特別職と同様に合併の日の前日をもって失職することとなります。そして合併時に設置選挙を行う、選挙によって決めるというのがこれが原則でございますけれども、合併特例法という合併に関する特例を定めた法律によりまして、この中に定数の特例というものと、それから、在任期間の特例というこの二つの特例措置を定めておりまして、これを選択することもできるというふうなことになっております。それで、自治法の原則どおりいくのか、それとも特例措置を選択するのか、また、その特例法による特例措置を選択した場合は、先ほど言いました定数の特例をとるのか、在任期間の特例をとるのか、そのようなところをこの合併協議会において協議して決定するということになっております。

それでは、地方自治法の原則、これによりまして、合併により議員の皆さんは全員失職することになりますので、これは公職選挙法の規定によりまして、合併後50日以内に設置選挙を行うというふうなことになります。

それでは、市町村議会の議員の定数というものはですね、これは地方自治法の中に規定がございまして、大体これはもう基本的には人口に比例して定められた一つの数字がございまして、その範囲の中でそれぞれの自治体の条例で定めるということになっておりまして、一応その定めによりまして、次の4ページをちょっとご覧になっていただいた方がいいと思うんですけれども、ここに地方自治法91条というのを抜粋で載せております。第1項で先ほど申しましたとおり、定数は条例で定めるというのがございます。そして第2項に人口、結局、人口に比例するということを申しましたけれども、それぞれの人口に応じて上限数というのがここで定められております。私たち1市2町の人口は約2万8,000人でございますので、人口5万人未満の市ということになります。そのようなことで、この26人以内

で条例で定めるというふうなことであります。

そして第7項というのがございますけれども、この条例で定めることになっておるわけ
でございますけれども、この条例というのは新市ができてからでないで条例というので
きませんので、その前に、この合併関係市町村の協議によって、あらかじめ新たに設置さ
れる市町村の議会の議員の定数を定めなければならないというふうにはここでは規定されて
いるわけです。そのようなことで、この合併協議会の中で新市の定数についても定めてい
くというふうなことになります。

ちょっとまた3ページの方に戻っていただきたいと思っております。

そのようなことで、地方自治法の原則として身分、まずすべての議員の身分を失います
ということ、それから、選挙としては合併後、合併の日から50日以内に設置選挙を行うと
いうこと、それから、定数としては先ほどの法律の規定のとおり、26人の範囲内でこの協
議会で協議をして定めるということですね。

ちょっと選挙区につきましては、後からまとめてほかのところと一緒に御説明いたした
いと思います。

次に、合併特例法による特例措置についてでございますけれども、ここでは定数の特例
というのをまず書いております。これは合併特例法第6条、次のページの4ページの頭の方
に抜粋を載せております。この第6条、これが根拠規定になります。どうしてこのよう
な定数特例というのがあるかと申しますと、合併によりまして、当然それぞれ新しい自治
体の人口というのは増加します。そして地方自治法による上限数は26人ということで設置
選挙を行いますと、先ほど2ページに現在の議員さんの状況を載せておりますけれども、
現在1市2町で44名おられるわけですね。そうすると、44名と比べますと減るというふう
なことになります。そういうことで、住民の声が行政に行き届かなくなるのではないかと
いうふうな不安があったりとか、そういうふうなものを解消するために、そしてまた激変
緩和的な措置として、合併後の最初の設置選挙に限って、この合併特例法をもちまして、
地方自治法の先ほどの91条にある、この26人という定数の2倍を超えない範囲で合併協議
会で定めた定数によって、この1回目の設置選挙に限って定数特例というものをとって選
挙を行っていいですよというふうなものでございます。これも設置選挙でございますので、
合併の日から50日以内に当然行われるというふうなことであります。

また済みませんが、3ページに戻っていただきまして、在任期間の特例というものを載

せております。これは4ページにあります合併特例法の7条、これが根拠になっております。これは、合併前の1市2町の現在の職にある議員さん全員が、合併後2年を超えない範囲で合併後の新市の議員として引き続き在任できる特例措置でございます。この在任期間につきましては、これもこの合併協議会の協議によって定めた期間ということになります。

この議会議員さんの定数と任期の取扱いにつきましては、この地方自治法の原則どおりでいくのか、合併特例法の特例を適用するのかということは、この協議会で協議をするという必要がございます。

それから、先ほど選挙区についての説明をちょっと残しておりましたので、それをちょっと御説明いたしたいと思っております。

この選挙区でございますけれども、公職選挙法の規定によりまして、市町村議会議員については原則として選挙区を設けなくて、その区域の全部を1選挙区として選挙を行うことが原則になるわけですが、特に必要があるときはということで、5ページに公職選挙法の15条というのを載せております。この6項の規定によりまして、「条例で選挙区を設けることができる。」となっております。その場合に、今度は第7項というところで、「行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」ということがございます。そして、ここの部分のちょっと行政実例ですね、この「特に必要があるときは」というところで、昭和22年の行政実例で、町村合併等のため地域が広大であるなどのことが考えられるが、その他市町村の実情に応じて判断すべきであるというふうにされております。

それで、前回の北松浦1市5町でも旧市町村単位に選挙区を設けられないかという御意見がありました。これを国、県へ照会した結果はですね、単に合併をしたということだけでなく、第7項の事情を総合的、合理的に検討する必要があるとして、慎重な判断が必要とされるというふうな回答でございました。それで、やはり1市5町の場合は陸続きの部分が多うございまして、やっぱり陸続きの地域の旧市町村単位の選挙区の設置というのは困難であるというふうな考え方をしたところでございます。今回はですね、実際見ていただいてわかるように、離島、飛び地の地理的状況、それから、交通の事情から可能というふうに判断がされます。

その際ですけれども、第8項でございますけれども、選挙区別の定数、「各選挙区におい

て選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。」とあります。「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」、こういうふうな規定がございますので、一応御認識をしていただきたいというふうに思っております。

それで、一応述べました内容をちょっと1ページに図示をいたしております。1ページにちょっと図示をしているのを横から見ていただければと思いますけれども、まず、新設合併によりまして議会の議員の皆さんは身分を失うということになりますけれども、まずはその合併特例法を適用するのかもしれないのか、このどちらかをまず選択するという必要がございます。そこで、適用しないとしますと設置選挙になります。次に、適用するとした場合は、定数特例を採用するのか、あるいは在任を特例を採用するのかというふうなことになるわけですね。

そしてその後、この選択が終わりましたら、今度は設置選挙、または定数特例の期間経過後の新市の議員定数、これを事前にこの協議会で決める必要があるということですね。私たちの1市2町では、これは26人以内で定めなくてはならないということになっております。

そして、あとそれとあわせて選挙区の採用の有無ですね。そしてその選挙区の定数、この辺を協議する一つの議論する論点というようなところに上げられるというふうなところでございます。

一応ここまでができましたら、この協議をもとにそれぞれの議会の中で合併の関連議案とともに議決をいただきまして、そしてそれを合併前に一応まずそれぞれの自治体において告示をしておくというふうなことでございます。そして、新市の合併を迎えました後、今ここで三つ絵を示しておりますが、このような形で議会の構成が変わっていくというふうなことになっております。

以上、ちょっと簡単でございましたけれども、次の提案に向けて一応ある程度の知識を統一させておくというふうなことで説明をさせていただきました。

何か御質問がありましたら、お願いいたしますけれども。

吉山会長

今、議会議員の定数及び任期の取扱いの研修ということで対応させていただきました。これ一応基本的には次回に何らかの形で提案をするということに相なろうかと思っております。

その事前認識を共通に持っておこうということで、この研修という形にしたわけです。

この段階で特にお尋ねしておきたいというようなこと、ほぼ共通認識を持っていただいたということでもよろしいですかね。法的なことですね。じゃ、そういうことで一応研修も終わりたいと思います。

それでは、一応のこの場での会議、協議、研修は終了することといたしますので、一言お礼を申し上げたいと思います。

本当に福島町にということで、お互いにこの協議がどのように進むのか、住民皆様方に公開の場を広げるという、そういう意味合いもあって、今回、この場にお邪魔をしたわけです。改めて福島町の皆様方の御協力に、御配慮に心から感謝を申し上げたいと思います。

本日は五つの項目について協議、提案をさせていただきました。その中で、3件については本日確認をしていただきました。2件を次回に残す。また加えて、次回に提案されるであろう議員さん方の取り扱いの問題についての研修も終わることができました。皆様方の熱心な御意見等々をいただきながら、きょうの会議が終わろうとしておること、改めて皆様方の御協力に心から感謝を申し上げたいと思います。

なお、冒頭も申し上げましたが、これからお互いのまちを知ろうという一つの場として、この福島町内を訪ねてみたいと考えております。大体2時間ぐらいの行程に相なろうかと思えますけれども、あわせて御協力いただくことをお願い申し上げて、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

午後1時35分 閉会